

# 居宅介護支援重要事項説明書

令和6年6月1日現在

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 049-258-6060 (代) 049-274-6711 (直通)

FAX 049-258-6083

月～金曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

土曜日 午前8時30分から午後12時30分まで

日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日午後から1月3日)は休業日とします。

担当 今川 ひとみ

\* ご不明な点は、なんでもおたずねください

## 2 介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンターの概要

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター
所在地	埼玉県入間郡三芳町上富 2181-5
介護保険指定番号	1152480010
通常の実施地域*	三芳町、富士見市、ふじみ野市、所沢市、川越市

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

\* ケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能です。

\* 当該事業所をケアプランに位置づけた選定理由の説明を求める事が可能です。

### (2) 同事業所の職員体制

	職 種	常 勤
管理者	主任介護支援専門員	1名
職員	居宅ケアマネジャー	1名以上

### (3) 営業時間

平日：午前8時30分～午後5時30分

土曜日：午前8時30分～午後12時30分

日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日午後から1月3日)は休業日とします。

### (4) 緊急に連絡を取りたい場合には、049-258-6060(代)にお掛け下さい。

## 3 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

介護相談、受付後、事前面談の上ケアプランを作成し、ご契約後サービス担当者会議を開催しサービスを開始致します。

## 4 利用料金

### (1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険給付から全額給付されるので自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、一ヶ月につき下記の料金をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供書を後日、お住まいの市役所・役場の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

\*

令和6年4月の介護報酬改正に適用	単位数	川越市・ふじみ野市・三芳町・富士見市
要介護1・2	1,086 単位	11,316 円
要介護3・4・5	1,411 単位	14,702 円
*1 初回加算	300 単位	3,126 円
*2 入院時情報連携加算 (I)	250 単位	2,605 円
入院時情報連携加算 (II)	200 単位	2,084 円
*3 退院・退所加算 1回目 退院・退所加算(1)イ	450 単位	4,689 円
退院・退所加算(1)ロ	600 単位	6,252 円
2回目 退院・退所加算(II)イ	600 単位	6,252 円
退院・退所加算(II)ロ	750 単位	7,815 円
3回目 退院・退所加算(III)	900 単位	9,378 円
*4 ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	4,168 円
*5 通院時情報連携加算	50 単位	521 円

地域区分別1単位の単価(6級地)10.42を乗じる

\*1 ①新規に認定を受けた場合 ②要支援から要介護認定を受けた場合 ③要介護区分が2段階変更になった場合に算定致します。

\*2 利用者等に対して入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼する事が義務づけられました。

入院時情報連携加算(I): 入院した日のうちに情報提供を行う。(入院日以前の情報提供を含む)

入院時情報連携加算(II): 入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行う。

\*3 医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に対する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定致します。

\*4 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又は家族の同意を得てその居宅を訪問し、利用者の心身の状況を記録し、医師又は居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合に算定致します。

また、利用者の退院時にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡により、サービ

ス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて居宅介護支援の基本報酬が可能となりました。

- \* 5 利用者が医師又は歯科医師の診断を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で居宅サービス計画書に記録した場合に算定致します。

#### 5 特定事業所集中減算

正当な理由なく、前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画に位置付けされた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、又は地域密着型通所介護の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業所によって提供されたものの占める割合が80%を超えた場合に適用させていただきます。また、各サービスの利用割合についてご利用者に説明を行うと共に、介護サービス情報公表制度においても公表致します。

#### 6 高齢者虐待防止法に基づく責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります。(高齢者虐待防止法 第5条抜粋)

虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。また虐待防止のための研修を定期的実施します。

#### 7 地域包括ケアシステムの推進

認知症の人や医療ニーズが高く、中重度の高齢者を含めそれぞれの住み慣れた地域において尊厳を保持しつつ必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取り組んで参ります。

#### 8 認知症に係る取り組みの情報公表の推進

認知症対応能力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、研修の受講状況、認知症に係る事業所の取り組み状況について、介護サービス情報公表制度において公表致します。

#### 9 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実の為、本人及びご家族と十分な話し合いを行い、他の関係者との連携を一層充実させるよう「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容の沿った取り組みを行って参ります。

#### 10 退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門員等の参画推進

退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合は、必要に応じ退院・退所後のカンファレンスに福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士に参加を依頼致します。

#### 11 非常災害対策について

感染症や非常災害が発生した場合でも、必要な介護サービスが継続できる体制を構築できるようマニュアルを作成し、業務継続に向けた計画等の策定・事業所内外で実施される研修への参加・訓練(シミュレーション)の実施を行います。

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が以下の通り必要です。

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ①通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル未満   | 100 円 |
| ②通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 1～3 キロメートル未満 | 250 円 |
| ③通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道 3 キロメートル以上   | 500 円 |

### (3) 解約料

ご利用者様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

## 8 サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでもこのサービスを解約できます。

#### ②当事業所の都合でサービスを終了する場合。

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

#### ③自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。

ご利用者様が介護保険施設に入所した場合及び病院等に入院し在宅へ帰る予定がない場合。介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）及び要支援と認定された場合。

ご利用者様がお亡くなりになった場合。

#### ④その他

ご利用者様やご家族様などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、契約を終了させていただく場合がございます。

## 9 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助を行います。また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスに努めてまいります。

### (2) 居宅介護支援の実施概要等

介護相談、受付後、事前面談の上、ケアプラン作成を行います。

また、ケアプランの実施状況等の把握及び評価を行います。

### (3) サービス利用のために

事 項	備 考
調査（課題分析）の方法	課題分析抽出用紙にて行います。
介護支援専門員への研修実施	年 1 回以上実施しています。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でお客さまのご都合により解約した場合の解約料金	解約料は一切かかりません。
--	---------------

10 サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 今川 ひとみ 電話 049-274-6711 (時間外 049-258-6060)

② その他の相談・苦情窓口

川越市役所 介護保険課 電話 049-224-8811 (代)

富士見市役所 高齢者福祉課 電話 049-251-2711 (代)

ふじみ野市役所 高齢者福祉課 電話 049-261-2611 (代)

三芳町役場 健康増進課 電話 049-258-0019 (代)

埼玉県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)

電話 048-824-2568 (直通)

居宅介護支援の提供にあたり、本契約を証するため、利用者事業者は署名又は捺印のうえ、本契約書を2通作成し、利用者、事業者が各1通ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

住 所 埼玉県入間郡三芳町上富 2181 番 5 号

名 称 医療法人財団明理会  
介護老人保健施設埼玉ロイヤルケアセンター  
(事業所番号：1152480010)

代表者 理事長 中村 哲也 印

説明者 今川 ひとみ

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

家族の代表 住 所

氏 名 印

続柄